

## スマート自治体研究会設置要綱

### （目的）

第1 将来の社会経済情勢の変化に対応し、県内市町村が時代に合わせてより良い住民サービスを提供できるよう、県と市町村が、ともに行政内部の業務効率化を研究するためのスマート自治体研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

### （所管事項）

第2 研究会は、市町村における行政内部の業務を効率化する方策について研究する。

### （構成）

第3 研究会は、別表に掲げる団体に所属する職員をもって構成する。

2 研究会に進行役を置き、山梨県総務部市町村課行政選挙担当課長補佐をもって充てる。

3 進行役に事故があるとき、又は不在のときは、あらかじめ進行役が指名する者が代理する。

4 進行役は、必要に応じて、構成員以外の者を研究会に出席させることができる。

### （庶務）

第4 研究会の庶務は、山梨県総務部市町村課において行う。

### （その他）

第5 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、進行役が定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年12月11日から施行する。

### 改正附則

この要綱は、令和元年5月24日から施行する。

### 別表

団体名
（県） 山梨県
（市町村） 甲府市、都留市、大月市、甲斐市、北杜市、富士川町、昭和町、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町